

災害救助法等適用地域で被災された受験生に対する入学検定料の免除について

横浜美術大学では、災害救助法等適用地域で被災された受験生に対し経済的支援を図るため、本学奨学生規程に基づき、入学検定料を免除いたします。

1 対象者

各入学試験出願期限より起算して過去1年以内に災害救助法適用地域として指定され、被災した受験生で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- ① 志願者の学資を主として負担する者(以下学資負担者という。)の自宅家屋(学資負担者が所有するものに限る。)が、全壊、大規模半壊、半壊または流失の被害を受けた方。
- ② 学資負担者が死亡または行方不明になった方。

2 支援内容

【2027年度入学試験を受験される方】

2027年度入学試験の入学検定料を免除いたします。(入学試験の種類は問いません)

3 必要書類

- ・2027年度入学検定料等免除申請書(兼返還請求書)(本学所定様式)
- ・市区町村長又は消防署長発行の罹災証明書又は被災証明書
- ・学資負担者の死亡等を証明する書類(罹災(被災)証明書に記載がない場合のみ)

4 申請方法

インターネット出願の為、手続きが必要となりますので、出願前に入試係までお問い合わせください。手続き方法をお伝えいたします。

インターネット出願完了後、申請書、罹災証明書等を出願書類と同封して送付してください。

(後日審査結果により検定料をお振込みいただく場合がございます。)

また、検定料入金後の申請となってしまった場合は、返金対応となる場合があります。

5 相談窓口

この件に関するお問い合わせは、横浜美術大学 入試係(TEL 045-963-4070)までご連絡ください。